

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：24302

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590110

研究課題名(和文)更生保護施設における薬物事犯者の新生活導入支援のあり方に関する研究

研究課題名(英文)Transition support for the residents with drug problem from offenders rehabilitation facilities to their new life

研究代表者

山野 尚美 (NAOMI, YAMANO)

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：90268748

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：薬物処遇重点実施更生保護施設において、職員に対するインタビューと、入所者を対象とするフォーカスグループインタビューを実施し、事業への取り組みの実態、入所者のニーズ、当該事業担当職員が直面している課題について把握を試みた。それらの結果と共にオランダおよびドイツの関連施設における訪問調査により得られた知見を踏まえて、全7回からなる「更生保護施設における薬物事犯者の新生活導入支援プログラム」を作成し、合計9クールにわたって実施した。

研究成果の概要(英文)：This study was aimed at exploring transition support for the residents with drug problem in halfway house for offenders. Focus group interviews with 4 groups (6 individuals of each) and one to one interviews with 3 staffs were conducted in a halfway house for offenders designated to focus on drug problems. From these results, a support program was developed for the residents with drug problem in halfway house for offenders.

研究分野：物質使用障害者とその家族に対するソーシャルワーク

 キーワード：drug abuse forensic social work social work mental health 薬物事犯者 司法福祉 更生保護
施設 ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

本研究は、以下のような問題意識を基礎としている。

(1)薬物依存の治療体制整備の遅れ

薬物依存は、長きに亘り、多くの医療機関においてほとんど無視・放置に近い状況が続いてきた。その状況は、平成7年に精神保健福祉法が改正され、同法5条において「この法律で精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と明記されてからも大きく変わることはなかった。

しかしようやく平成23年に、地域医療の基本方針となる医療計画への明記が指定されている四大疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に、新たに精神疾患が加えられることとなり、ようやく医療現場における薬物依存の位置づけにも変化が見られるようになってきた。そして、平成24年には厚生労働省が「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会」を設置し、平成25年にその報告書が公表されるといった、依存症者に対する医療現場での積極的な関与が期待されるような動きが始まった。

しかし、精神科を標榜する医療機関であれば、いずれにおいても、依存症の治療を受けられるという状況には至っていない。専門治療を受けられるのは20箇所程度ともいわれている。そのため、患者とその家族は、依存症治療に積極的な精神科医療機関を探すのに、未だに時間と労力を取られることも多い。

(2)矯正/更生保護における薬物事犯者への対応の積極化と拡大

医療領域とは対照的に、司法領域では近年、急速に薬物事犯者への対応が積極的に行われると共に、その実施範囲も拡大されてきた。

こうした動きの発端は、刑務所の過剰収容問題が報道等で大きく取り上げられた際に、

その大きな原因のひとつとして、薬物事犯者の再犯率の高さが指摘されたことを挙げることができる。

まず、最初に動き出したのは、刑務所の中である。平成18年「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」に、薬物依存離脱指導が、刑事施設の責務として明記されたことにより、薬物事犯者を対象とした再使用防止のための教育的な指導が開始された。

平成23年には、薬物事犯者を含む出所後の住居確保が難しい人のために、新たな受け皿を拡大しようと、自立準備ホームが設けられることとなった。

そして平成25年度には、全国の更生保護施設の中から、5施設が薬物処遇重点実施更生保護施設として指定され、翌年以降10施設、15施設、25施設と拡大され、現在に至っている。

また同年には、「刑法等の一部を改正する法律」「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が制定された。これにより、刑の一部執行猶予制度の適用が平成28年6月より開始されている。しかし、刑の一部執行猶予による社会内処遇の拡大については賛否あり、その実質的な運用のあり方が問われるところである。そして、法律の名称からもわかるとおり、この制度は薬物事犯者を主な適用対象としていることから、言うまでも無いが、賛否の否に挙げられている状況が生じた場合に、その影響を直接受けるのは、薬物事犯者となる。

(3)専門治療の供給が不十分な中で、困難な役割を担わされる更生保護施設

司法領域においては、「薬物の再使用＝再犯」と位置づけられる。しかし、薬物依存は精神障害であるため、医療領域においては「薬物の再使用＝再発」と位置づけられる。

そして前者については刑務所等において処罰が、後者については医療機関において治

療の対象となる。

しかし、こうした枠組みの中で、刑務所等、保護観察所、更生保護施設といった、本来保健・医療機関とは全く役割が異なる場において、薬物依存の回復を目的とする相談・支援等の介入が積極的に行われ始めている。そしてその実施を担当するのは各機関、施設の職員であって、保健・医療専門職が雇用されている場合があるとしても、現時点ではその配置が義務づけられているわけではない。

2. 研究の目的

薬物処遇重点事業の取り組みの実態、入所者のニーズ、当該事業担当職員が直面している課題について把握を試み、それらを踏まえて、「更生保護施設における薬物事犯者の新生活導入支援プログラム」の立案をめざすものである。

3. 研究の方法

- (1)平成 25 年に薬物処遇重点実施更生保護施設の指定を受けた施設を対象とする①入所者を対象とするフォーカスグループインタビュー、②職員とのディスカッション
- (2) ドイツ、オランダにおける関連施設等の訪問調査
- (3) 現状の下で実施される、更生保護施設における薬物事犯者新生活支援プログラムの作成

4. 研究成果

(1) 平成 26 年に実施した更生保護施設入所者を対象とするフォーカスグループインタビュー（6 人×4 グループ）からは、次のことが明らかになった。

まず、参加者の 2/3 以上に共通していたのは次の点である。

① 薬物使用がもたらす身体的および心理社会的リスクについての知識が乏しかった。とりわけ、酒や処方薬のリスク意識が低かつ

た。例えば、「薬に手を出しそうになったら、酒で紛らわそうと思う」といった発言など。

② 「もうぜったいに薬は使いませんよ」と、進んで明確に意思表示をする。

③ 薬物使用の回避や断薬とその継続に関する、具体的かつ実践的な方略を持たない。

④ 薬物使用は、「自分さえしっかりしていれば止められる」と考えている。

⑤ 薬物使用に付随する多岐にわたるリスクについては、「捕まりさえしなければ、問題ない」と考えている。

⑥ 薬物依存に対して、人格的欠点と混同したネガティブなイメージを持っている。

⑦ 最も重視し、切望しているのは、職を得ることであり、「仕事さえ見つければ、全ては上手くいく」と確信している。

⑧ 人に相談するのは弱みを見せることで避けるべきことだと考えている。

⑨ 自分の気持ちを言葉や態度で表現することは、みっともないことだと考えている。

⑩ 断薬におけるロールモデル、すなわち薬物を使用せず、地域で安定した生活を送っている人を知らない。

(2) 調査結果について、施設職員とディスカッションを行い、入所者のニーズについて考察を深めると共に、施設内で実施している処遇の実際と、その中で職員として感じている困難等について理解を深めた。

これらのやり取りの中で、入所者の多くが刑務所で身につけたと考えられる特徴的な行動様式や対人関係の取り方を更生保護施設内においても持ち込む傾向があることがうかがえた。

また、職員はいずれも薬物依存の専門治療機関等での勤務の経験は無く、薬物処遇を担当する職員も不安を抱えながら、業務に当たっていることがうかがえた。

(3)平成 28 年に、フランクフルトでは医療保

険が適用される薬物依存治療専門の滞在型クリニック1箇所、薬物依存者のための目的や機能の異なるドロップインセンター3箇所の合計4箇所を訪問した。また、オランダでは、新設された、主に精神疾患を有する受刑者のための刑務所の他、地域で生活する薬物依存者を支えるための、目的や機能の異なる施設6箇所を訪問した。

訪問した二カ国とも、日本とは異なり、医療でも司法でもなく、福祉サービスとして、薬物依存者の地域生活を支えることを目的とした回復支援プログラムが提供されている事例を見ることができた。しかし、両国とも、福祉への財源支出の締め付けからか、公的財政支援も受け取るものの運営費の大半を自ら調達しなければならない、いわゆるNPO組織によるものであった。

(3) 更生保護施設における薬物事犯者の新生活導入支援プログラムの作成

調査結果等から明らかになった更生保護施設とその入所者の現状を踏まえて、以下のようなプログラムを作成した。

①プログラムの目的

プログラムは、受刑理由が薬物事犯の人のみに限定した、「使った人が止め続けるための内容」ではなく、更生保護施設入所者全員を対象とする、「新しい生き方、すなわち再犯・再受刑を避けるための生き方の構築支援」とする。

また、参加を通じて「聴く・受動的な学びによる知識の理解」から「話す・能動的な学びによる自己洞察」へのシフトチェンジを促し、「主体的に考える」力の涵養を図る。

②プログラムの内容

合法/非合法の別を問わず、薬物使用をアルコール、ギャンブル、危険なセックス等も含めた、新しい生活の妨げになる重大要因のうちのひとつとして位置づける。

いわゆる講義形式の知識供与に終わるこ

とがないよう、ワークシートの活用やSST(Social Skills Training: 生活技能訓練)を使った演習を併用する。

③プログラムの進め方

参加は任意とし、一回あたり60分程度とする。この場合、参加人数の目安は8名程度とする。全回出席が望ましいが、施設の入所/退所時期や、就労開始のタイミング等もあるので、緩やかな要件としておく。

また、講師には、薬物依存等の専門家のみならず、数年単位で断薬を継続している、自助グループのメンバーを招聘する。その際には、参加者の関心が依存症とそれに伴って生じたトラブルのみに焦点化されないよう、事前のオリエンテーションが重要となる。依存症者にとっては容易とは言えない「薬を使わない生き方」すなわちそれまでとは異なる新しい生き方を実際に開始し、続けている人に学ぶという枠組みを援助者が作るのである。そうした中で、ゲストが発するメッセージが参加者に届きやすくなり、「なぜ断薬の開始やその継続のために自助グループへの参加が進められるのか」について、理解が深まりやすくなることが期待される。

④プログラムの構成例

第1回 オリエンテーション

第2回 お酒のない生活を始めた人に学ぶ

第3回 薬のない生活を始めた人に学ぶ①

第4回 薬のない生活を始めた人に学ぶ②

第5回 SST

第6回 SST

第7回 全体の総括

(4) プログラムのモデル実施と今後の課題

京都市内の薬物処遇重点実施更生保護施設において、先述の7回1クルールのプログラムを平成27年度に5クール、平成28年度に4クールを実施した。

参加者の発言やワークシート等の記入内容から、徐々に参加者が自分の言葉で自由に

自身のことや今後の生活に向けての希望について表現できるようになりつつあることがうかがえた。

プログラムの実施にあたっては、筆者の他に、アルコール依存や薬物依存の自助グループのメンバー、薬物依存の回復支援施設のスタッフ、アルコール専門クリニックの精神保健福祉士が、それぞれ1~6回を担当し、最終回のみは、薬物依存の回復支援施設のスタッフ、精神保健福祉士、筆者の3名と一緒に担当した。

将来的には、筆者や精神保健福祉士の役割を更生保護施設の薬物処遇担当職員が担っていくことが望ましいと考えられるので、現状の諸条件を考慮しながら、必要に応じてプログラムの内容の改訂を進めていくことが必要と考えられる。

そして同時に、更生保護施設の薬物処遇担当職員がこうしたプログラムを担当する上での大前提となるいくつかの点、例えば薬物処遇担当職員の採用要件や薬物依存の専門治療を行う医療機関の拡充等にも目を向けていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計 1 件)

Naomi YAMANO. Support for male ex-offenders just after release from penal institutions: How does the relapse prevention program integrate the legal and medical point of views in community setting? 2014 Joint world Conference on Social Work and social Development.2014. 7.11Melbourne (Australia)

〔その他〕(計 1 件)

山野尚美 (2015)「新しい生き方スタート講座」(プログラムテキスト)

6. 研究組織

(1)研究代表者

山野 尚美 (YAMANO, Naomi)

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：90268748